

柳川市監査委員告示第5号

平成21年度 財政援助団体監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成21年11月17日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

第1 監査の対象団体及び期間

対象団体	期 間
柳川市学校図書館委員会	平成21年 9月 9日 ～ 平成21年10月29日

第2 監査の範囲及び方法

監査は、市からの財政援助に係る出納その他事務の執行で、平成20年度事業について、補助事業は計画及び交付条件に従って実施、十分に効果が上げられているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類により照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。なお、10月14日会計処理等の現地調査を行った。

第3 団体の概要

1 設立の趣旨

柳川市学校図書館委員会（以下、図書館委員会という。）は、柳川市学校図書館委員会、大和町学校図書館協議会、三橋町学校図書館協議会が平成17年3月21日の行政の合併とともに、新しい「柳川市図書館委員会」として発足し、4年が経過、柳川市立小・中学校図書館に勤務する職員の人事や給与等の適正な運営を図ることを目的とした団体である。

2 事務

- (1) 学校図書館に勤務する職員の任免、給与、服務、分限、懲戒、その他人事に関する事。
- (2) その他目的達成に必要な事務に関する事。

3 市との関係

(1) 補助金の交付

平成 20 年度は、柳川市補助金等交付規則に基づき、図書館委員会職員の人件費及び運営に係る事業費等について「柳川市学校図書館委員会補助金 90,422,000 円」を交付している。

(2) 委 員

委員については、学校関係行政職員として、学校教育課長が就任している。

4 組織

(1) 組 織（規約第 3 条）

柳川市立小・中学校の校長会の代表 5 名

柳川市 P T A 連合会の役員 1 名

教育委員会事務局職員 1 名

(2) 役 員（規約第 5 条）

会長 1 名（事務を担当する職員の所属する校長）

副会長 2 名（会長が推薦）

事務局長 1 名（会長が兼務）

監事 1 名

(3) 事務所の位置（規約第 4 条）

会長が所属する学校内

(4) 職 員

平成 20 年度 正規職員 17 名、臨時職員 2 名

(参考)

市内小中学校 25 校中、図書館協議会雇用職員を配置している学校 19 校、

市嘱託職員が配置されている学校 6 校)

5 事業の概要について

(1) 財務状況

図書館委員会の収入は、市補助金並びに前年度繰越金及び預金利息となっている。支出の内訳は、職員の人件費及び事務局経費となっており、平成 20 年度の決算は表 1 のとおりである。

【表 1】

収入の部

科 目	予算額（円）	決算額（円）
1. 市補助金	90,422,000	90,422,000
2. 前年度繰越金	650,171	650,171
3. 利息	13,000	11,029
合 計	91,085,171	91,083,200

支出の部

科 目	予算額（円）	決算額（円）
1. 給与	77,296,490	77,159,690
2. 社会保険	9,490,000	9,519,060
3. 労働保険	1,111,430	1,283,016
4. 司書出張旅費	760,000	700,394
5. 事務局旅費	5,000	5,000
6. 事務委託費	80,000	80,000
7. 退職功労金	1,669,080	1,669,080
8. 消耗品費	10,000	5,760
9. 予備費	663,171	0
合 計	91,085,171	90,422,000

差引残額 91,083,200 円－90,422,000 円＝661,200 円

(2) 業務実績

市内小中学校の図書館に職員を配置し、学校図書館の充実した運営を行っている。

6 学校図書館職員配置の動向

近年、図書館委員会職員に退職者があつた場合の補充は、図書館委員会雇用の職員ではなく、市が雇用した嘱託職員が配置されている。

平成 21 年度は市内小中学校 25 校のうち、図書館委員会職員が配置されている学校が 18 校、市嘱託職員が配置されている学校が 7 校となっている。また、平成 21 年度末には 3 名の職員が定年退職の予定である。

第4 監査の結果

事業は、補助の目的に沿って概ね適正に執行されていたが、一部について下記のとおり是正又は検討を要する事項が認められた。

1 図書館委員会に対する指摘事項、要望事項

- (1) 図書館委員会の平成 20 年度決算書に記載された額について、監査委員事務局で試算したところ、決算額と現金の支出額は一致しているものの、一部の科目において決算額が相違している。これは、年度や科目、歳計外現金を区分することなく支出されていることに起因していると考えられる。今後、会計処理方法の改善を図り、明確な会計管理を行われたい。
- (2) 源泉徴収した所得税の納付が遅延し、不納付加算税が請求されている。納付期限等には細心の注意を払い、適切な処理をされたい。
- (3) 賃金等規定第 13 条の規定では、「時間外手当の支給額は市職員に準じる」としている。市給与条例では時間外手当 1 時間当りの単価に「地域手当」を含めることになっているが、図書館委員会では「地域手当」が含まれていないので改善されたい。
- (4) 昇給昇格の基準が整備されていない。「昇給等については市に準じる」としているが、昇格についてはそのまま準用できないため、昇格基準を設け、昇給及び昇格を行う際は、会長の決裁を受けるなどの改善を図られたい。
- (5) 就業規則運用方針 1 では、「土曜日及び日曜日、祝祭日に勤務を命じた場合は、振替の方法で行い、手当は支給しない。」としているにもかかわらず、振替で対応せず、時間外手当を支給している事例がある。規則に準じた処理をされたい。
- (6) 旅費規程第 6 条の規定では、「市職員の旅費に関する条例の規定を準用し、予算の範囲内で支給する」としている。市旅費条例は、平成 19 年 4 月から日当が旅費雑費となり、減額改定されているが、改定前の金額で支払われている。早急に改善されたい。

また、予算執行において流用処理を行っていないため、旅費予算に執行残があるにもかかわらず、個人の年間上限額を超過したことにより減額措置されている事例がある。

- (7) 出勤簿及び年休届においては、概ね良好に整備がなされていたが、一部において、出勤簿の年次休暇集計及び年次休暇使用時間の転記誤り、年休届の未集計及び集計誤りが見られた。

また、特別有給休暇については、理由を記載し明確にされたい。

- (8) 時間外勤務命令簿に時間外勤務時間は「2 時間」と記載されているにもかかわらず、「3 時間」分の手当が支給されているので、返還措置を取られたい。

- (9) 学校事務職員が図書館委員会事務を行い、事務委託費を受領されている。このことは、地方公務員法第 38 条第 1 項の「営利企業等の従事制限」に抵触するおそれがあるので、早急に兼業許可申請を行い、許可を受けられたい。

2 所管課 学校教育課に対する指摘、要望事項

- (1) 平成 20 年度に実施した行政監査において、補助金の実績報告書が提出された後、補助金交付規則・様式第 8 号に定める「補助事業実績調査報告書」を作成するよう指摘を行っていたが、作成されていない。

図書館委員会には約 9,000 万円の補助金を交付しており、学校教育課は所管課として監督する立場にある。今後、市の条例改正等の通知や帳簿等の検査、会計処理の指導に努める必要がある。

- (2) 学校事務職員が図書館委員会の事務を行い、事務委託費を受領されている。このことは、地方公務員法第 38 条第 1 項の「営利企業等の従事制限」に抵触するおそれがあるので、早急に兼業許可申請を提出させ、必要な措置を講じられたい。

(意見)

以上、監査結果を述べたが、図書館委員会においては、合併してから 4 年以上経過しているにもかかわらず、旧市町の賃金・諸手当の格差が調整されないまま今日に至っている。これは図書館委員会の職員として採用された経緯に起因するところが大きく、これらを調整することはなかなか困難な状況と考えられる。しかしながら同じ団体の職員であって、このような格差が今後も解消されないというのは問題である。

また、図書館委員会事務は、合併以降同一の職員が担っている。このような内部機構であるのでなおさらのこと、適正な会計処理を行い、学校教育課によるチェック及び指導体制、内部監査の充実など、内部機能の充実を図られたい。